

特定随意契約の公表

○契約申込期限前

公表事項		内 容
1 契約の対象区分		令第167条の2第1項第3号に係る特定随意契約
2 契 約 の 内 容	物品又は役務の概要	鳥取市気高町コミュニティセンターの清掃
	規格・品質等	鳥取市気高町コミュニティセンターの玄関・ホール・廊下・階段、トイレ、各部屋の清掃
	数量等	床、ホール、廊下、階段、各部屋、トイレ等、清掃一月4回実施する
	納入場所又は履行場所	鳥取市気高町コミュニティセンター（鳥取市気高町浜村11番地1）
	納入期限又は履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
3 契約締結予定日		令和4年4月1日
4 契約担当職員が特に必要と認める事項		<p>(1) 定期的、継続的に業務を行えること。</p> <p>(2) 業務手順の変更があった場合に柔軟な対応ができること。</p> <p>(3) 別記個人情報取扱特記事項を遵守できること。</p> <p>(4) 本市に毎月の業務実績報告が行えること。</p> <p>(5) 「2 契約締結内容」に記載のない事項は、本市と協議の上決定すること</p>
5 契約申込みの申請先		<p>鳥取市教育委員会気高町分室（鳥取市気高町浜村282番地1）</p> <p>電 話0857-30-8677</p> <p>FAX0857-82-1067</p>
6 契約申込みの期限		令和4年3月22日
7 契約の相手方の決定方法及び選定基準		<p>(1) 令第167条の2第1項第3号に規定された者であること</p> <p>(2) 「4 契約担当職員が特に必要と認める事項」を确实かつ適切に行える見込みがあること</p> <p>(3) 本市の予算額の範囲で業務遂行できる者であること</p> <p>(4) 特定随意契約参加申込書を本市に提出し、本市の審査に適合すること</p>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複製及び持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複製（複写を含む。）し、又は甲の指定する場所以外に持ち出して使用してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。